

2013年8月吉日

お客様各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
米州チーム

### エクアドル向け税関要求のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2011年12月より、エクアドル税関に於きまして新規則が制定されましたので、下記の通りご案内申し上げます。お客様におかれましては、何卒ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 対象貨物： エクアドル向け貨物
2. 適用開始時期： 2011年12月より
3. 新規則：
  1. Shipper/Consignee/Notify Party の住所、担当者名、RUC No. (=TAX ID) が必要。
    - \*Shipper については住所のみで可。
    - \*RUC No. の代わりに、C. I. No.、C. C. No. でも可。
    - \*電話番号があれば尚良し。
    - \*原則、全ての情報を各 Party 欄内に記入。  
(スペースの都合で品名欄に記入する事は可。)
    - \*TO ORDER の場合は不要。
    - \*TO ORDER OF ～～BANK の場合は、住所、RUC No. が必要。
    - \*Consignee/Notify Party がエクアドル国外の場合は不要。
    - \*Consignee/Notify Party が個人の場合、RUC No. の代わりに、  
該当個人の ID No.、若しくは Passport No. が必要。
  2. Consignee/Notify Party のどちらかは在エクアドルである事。
  3. 貨物リリースには Original B/L が必要。  
(サレンダーした場合、現地にて再発行。(再発行料：USD40))
  4. WAYBILL 不可。
  5. 訂正印による B/L 訂正は不可。差し替えが必要。
  6. 危険品の場合、IMO No.、CLASS の記載が必要。
  7. 1コンテナ複数 B/L の発行は不可。

以上